

令和7年度

那須烏山市放課後児童クラブ 利用のしおり

◇那須烏山市放課後児童クラブの運営について◇

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が市の委託を受けて運営しています。

◇那須烏山市放課後児童クラブ一覧◇

NO.	名 称	住 所	TEL・FAX
1	烏山放課後児童クラブ 1	那須烏山市愛宕台 2,800 烏山小学校内	84 - 0889
2	烏山放課後児童クラブ 2		
3	烏山放課後児童クラブ 3		
4	七合放課後児童クラブ	那須烏山市谷浅見 910 七合小学校内	82 - 2860
5	境放課後児童クラブ	那須烏山市上境 1,404 境小学校内	83 - 2772
6	荒川放課後児童クラブ 1	那須烏山市大金 135-1 荒川小学校内	88 - 9310
7	荒川放課後児童クラブ 2		
8	荒川放課後児童クラブ 3		
9	江川放課後児童クラブ 1	那須烏山市下川井 1,001 江川小学校内	88 - 7831
10	江川放課後児童クラブ 2		

◇問い合わせ先

市担当窓口

※市の組織改編に伴い、令和7年4月1日（火）より担当窓口が変更となります。

利用料の減免等やご相談等がある場合は、下記までご連絡ください。

<令和7年4月1日以降>⇒那須烏山市こども課

〒321-0526 那須烏山市田野倉 85-1（那須烏山市保健福祉センター）

電話 0287-88-7116 受付時間：8時30分～17時15分

<令和7年3月31日まで>⇒那須烏山市こども課こども館

〒321-0627 那須烏山市南 1-562-12

電話 0287-80-0281 受付時間：8時30分～17時15分

シダックス那須烏山営業所

シダックス大新東ヒューマンサービス(株)那須烏山営業所

〒321-0522 那須烏山市大金 187-6

電話 0287-83-8308 受付時間：9時00分～17時00分

1. 放課後児童クラブの目的

市内の小学校に就学している児童の保護者が仕事等により昼間家庭にいない場合、放課後及び長期休業時において家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや支援を行うことにより児童の健全な育成を図ることを目的としています。

2. 開設時間について

平日；下校時から 18 時 30 分まで

延長保育；18 時 30 分から 19 時 00 分まで

土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日等；7 時 30 分から 18 時 30 分まで

3. 利用区分及び利用料金について

(円)

利用区分		利用料	おやつ代	合計額		
期間利用 (月～金)	通常利用	1ヶ月	6,000	2,000	8,000	
		8月のみ	12,000	2,000	14,000	
	長期利用	夏季休業期間	16,000	3,000	19,000	
		冬季休業期間	4,000	500	4,500	
		春季休業期間 (注1)	学年末休業期間	2,000	500	2,500
			学年始休業期間	2,000	500	2,500
土曜日利用		1,200	100	1,300		
一時利用	臨時	小学校の登校日	600	100	700	
	臨時休日	長期休業および振替休日	1,200	100	1,300	
延長利用		300	-	300		

(注1) 新1年生は4月1日からご利用いただけます。6年生は卒業後も3月末までご利用いただけます。

備考

夏季休業期間、冬季休業期間及び春季休業期間とは、それぞれ那須烏山市立小中学校管理規則に定める夏季休業日、冬季休業日並びに学年末及び学年始休業日の期間です。

4. 利用料金の徴収方法について（口座引落とし） ※担当：市こども課

利用料金は、翌月15日に金融機関等からの口座引落としになります。（15日が土日祝日の場合は、翌営業日が振替日となります。）

※新規及び引落とし口座未登録の保護者様は、通帳及び届け出印鑑をご持参の上、市内の金融機関等店舗窓口で手続きをお願いします。

5. おやつ代の徴収方法について（現金集金） ※担当：シダックス㈱
納入先：各児童クラブ

- 集金日** 「通常利用」⇒各児童クラブに前月の25日までに納入してください。
「長期（春・夏・冬休み）利用」⇒利用初日に納入してください。
「一時利用（臨時）」「土曜利用」⇒利用日に納入してください。
※おやつ代の返金対応はしていません。

6. 休業日について

- (1) 日曜日及び祝日
- (2) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (3) その他の理由（台風や大雪、地震等の自然災害等）で休校となる場合

7. 利用が出来ない場合について

感染症による小学校の学級・学年閉鎖中は利用できません。また感染症に罹患した場合は利用できません。

8. 持ち物について ※詳細は、各児童クラブからご説明します。

- (1) 毎日の持ち物
 - ・ハンカチ（手ふきタオル）
 - ・ポケットティッシュ
 - ・水筒（中身は、水・お茶など各小学校に準じた物にしてください。)
- (2) 土曜日・長期休業日の持ち物
 - ・お弁当
 - ・勉強道具
- (3) 児童クラブで預かる物
 - ・着替え1セット（下着、靴下、Tシャツ・ズボン・トレーナーなど季節、身体のサイズ合った衣服、汚れ物を入れるビニール袋）※巾着袋などにまとめて入れてください。

◆留意点

- ・すべての持ち物に名前の明記をお願いします。
- ・貴重品（お金）やおもちゃなど、学校に持って行ってはいけないものや、なくなつては困るものは持たせないでください。
- ・サンダルでの登室は禁止していますので運動靴を履かせてください。

9. 児童クラブ・学校との連絡について

- (1) 児童クラブ及び那須烏山市からの緊急連絡は入所時にご登録いただく「保護者連絡網アプリ」を利用して行います。
- (2) 「通常利用」・「長期利用」で欠席する場合、必ず保護者様が連絡網アプリ等で連絡をお願いします。（児童からの口頭連絡は不可）なお、急な欠席の場合は児童クラブの留守電やFAXをご利用ください。

- (3)「長期利用」をする場合は、おやつ等の準備の都合上、利用日の20日前までに各児童クラブへご連絡ください。
- (4)「臨時」で利用する場合は原則として3日前までにご連絡ください。
- (5)急用や残業でお迎えが18時30分を過ぎる場合は、「延長利用」となり最長19時までの預かりとなります。「延長利用」になる場合は、早めのご連絡をお願いします。
- (6)「土曜保育」を利用する場合は、原則として3日前の水曜日までにご連絡ください。
- (7)児童クラブを欠席して学校の下校班（バス、徒歩など）で下校する場合は、必ず学校にも連絡をしてください。

※「欠席」の連絡は、児童の所在確認・安全確保のために必ずお願いします。

10. 登室・降室について

- (1)お子様の引き渡しは原則ご家族様（保護者、祖父母）のみの引き渡しとなります。未成年の方及びご家族様以外の方への引き渡しはできません。
- (2)駐車場では車の往来が頻繁ですので、特に小さなお子様連れの方、また、運転される方は事故防止に十分にご注意ください。
- (3)お迎え時は駐車場混雑緩和のため、速やかにお帰りください。

※駐車場での事故等につきまして、一切責任は負いかねます。

11. その他、保護者様への協力依頼について

- (1)新規に入所されるお子様につきましては、入所前に利用する児童クラブにおいて、面談を行います。お子様同伴で参加してください。
- (2)児童クラブでの対応が必要な食物アレルギーを持つ児童の保護者様は、学校に提出する「生活管理指導票」の写し（コピー）を、児童クラブにも提出してください。
- (3)お子様の活動の様子を撮影した写真等を「クラブだより」等に掲載させていただくことがあります。入所後、写真等の個人情報使用の可否についてお聞きします。
- (4)入所後、問題行動が見られる場合は、保護者様との面談や市の関係機関との連携を行わせていただくことをご了承ください。
- (5)児童が危険行為をしたり、再三にわたり注意しても繰り返し相手に危害を加えたりする時は、保護者様に連絡をしてお迎えに来ていただくことがあります。（活動に著しく支障をきたす行為が継続する場合は、利用をお断りすることがあります。）
- (6)児童が故意に施設や備品等を破損した場合は、原状に修復または弁償していただきます。

12. 傷害保険加入について

公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」の区分A1に加入します。

〈補償内容〉令和7年度

○傷害保険金額：死亡3,000万円 後遺障害（最高）4,500万円 入院（日額）4,000円
通院（日額）1,500円

○賠償責任保険（支払限度額）：対人・対物補償 合算1事故5億円ただし、対人賠償は
ひとり1億円

○突然死葬祭費用保険（支払限度額）：180万円

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.sportsanzen.org> またはスポーツ安全協会を検索

13. 緊急時の対応について（事故・急病など）

- (1) 発熱時（37.5度以上）または、発病時（熱がなくても体調不良の場合など）、ケガ等の緊急時は保護者様に連絡しますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。
- (2) 緊急性がある病気や怪我、事故等の場合は、救急車を要請します。
- (3) 火災・大規模自然災害（地震・台風・洪水）等発生時には、市の防災情報メール及び児童クラブの連絡網アプリにてご連絡します。速やかなお迎えをお願いします。

14. 変更届及び利用終了届の提出について ※提出先：各児童クラブ

変更届

利用区分や現況（住所・連絡先・世帯構成・就労状況）に変更があった場合は、速やかに提出してください。

※利用区分（通常・一時利用（臨時）・長期）の変更をする場合は、前月の20日までに提出してください。

利用終了届

放課後児童クラブを退所する場合は、前月の20日までに提出してください。

15. ご意見・ご要望・苦情等の相談について

- (1) 各児童クラブに意見箱を設置してありますのでご利用ください。
- (2) 相談やお問い合わせがある場合は、どうぞお気軽に下記までご連絡ください

那須烏山市こども課

TEL 0287-88-7116

シダックス㈱那須烏山営業所

TEL 0287-83-8308

16. 利用料金の減免一覧表（おやつ代を除く）

減免の（保護者の属する世帯）の区分		利用料の減免率
生活保護受給世帯		全額免除
ひとり親家庭医療費助成対象世帯		1/2
災害被災の場合	家屋の全焼、全壊、流失した場合	全額免除
	家屋の半焼、半壊、床上浸水した場合	1/2
兄弟姉妹同時に利用した場合 （土曜利用も含む） ※下記組み合わせ ※2 ページの「利用区分」参照 ① 通常同士 ② 通常＋長期 ③ 長期＋長期	1 番目	減免なし
	2 番目	1/2
	3 番目	9/10
その他 （事前の申請が必要）	① 月利用又は長期休業期間の途中で児童が負傷、疾病その他の事由により <u>一定期間</u> 利用しない場合（利用休止）	3/4
	② 月利用日数が開設日数の 1/4 未満となる場合	
	③ 長期休業期間利用日数が開設日数の 1/4 未満となる場合	
	同上 1/2 未満となる場合	1/2
	同上 3/4 未満となる場合	1/4
	減額、又は免除すべき特別の事由があると市長が認めた場合	その都度市長が定める額

※延長利用料は、減免となりません。

※上記のいずれかに該当する場合は、放課後児童クラブ利用料減免申請書を事前に提出してください。なお、月利用休止の減免申請書は月末までにお願いします。

【利用休止届】 負傷、疾病その他の事由により一定期間利用しない場合に提出してください。

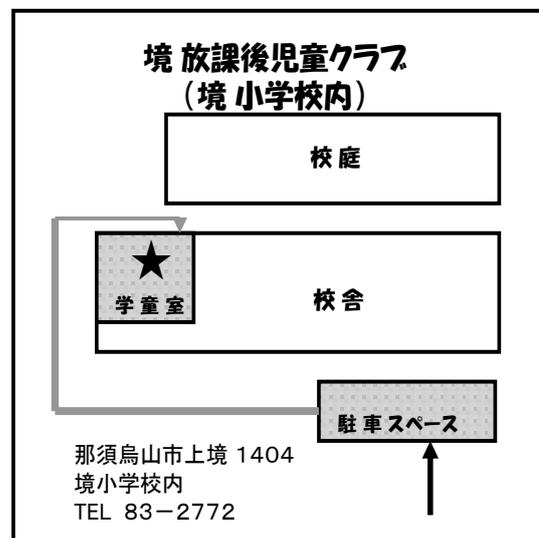
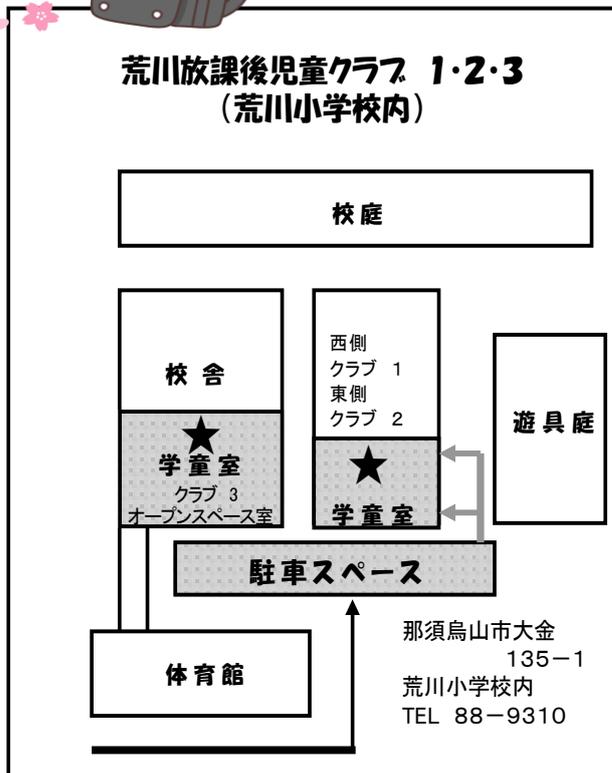
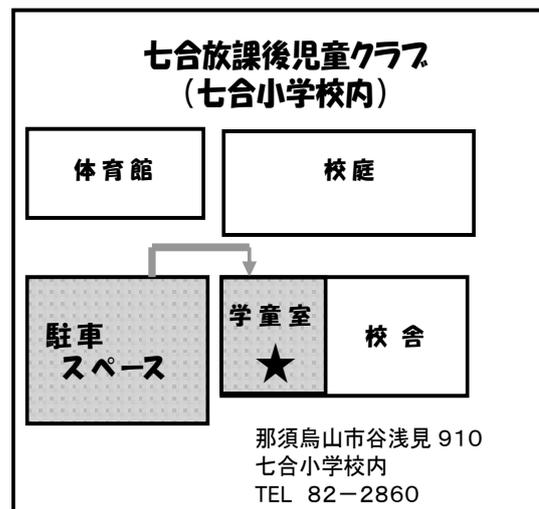
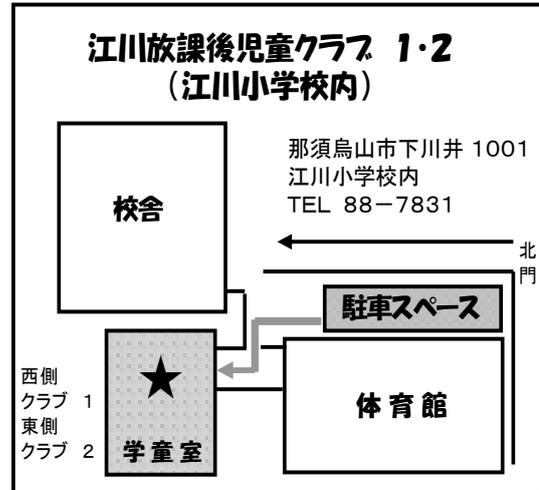
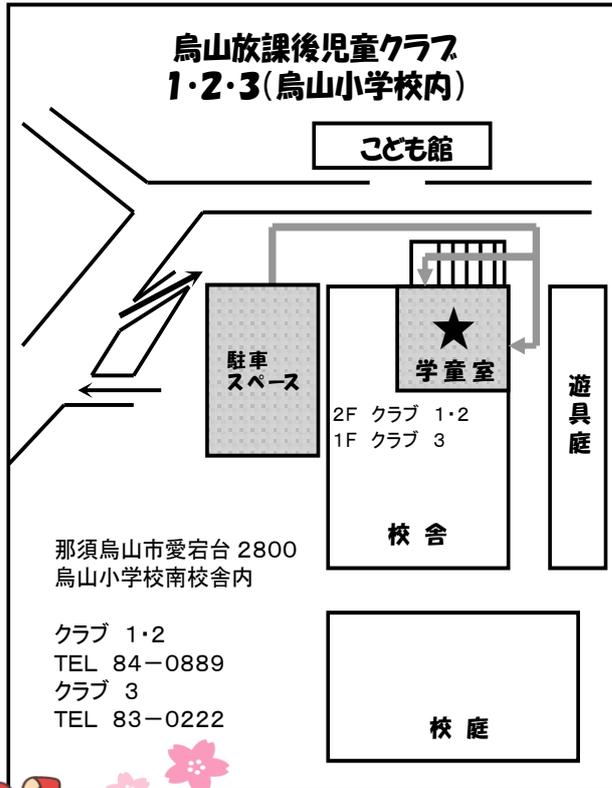
【利用再開届】 利用を再開する場合に提出してください。

◆利用料金・減免等のお問い合わせは、

「市子ども課（TEL：0287-88-7116）」までお願いします。

■ 各クラブ所在地及び送迎時駐車スペースのご案内

子供達の安全確保のため、必ず指定された場所への駐車を願います。
また冬期などは、暗い時間帯のお迎えになりますので、各自安全への配慮をお願いいたします。





シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

那須烏山営業所

〒321-0522

那須烏山市大金 187-6

【TEL】 0287-83-8308